

神奈川県老人保健施設協会 事務部会会則

(名称)

第1条 本会は神奈川県老人保健施設協会事務部会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を部会役員の所属する介護老人保健施設（以下「施設」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は県内施設相互の連携を通じて、健全な施設運営及びケアの質の向上を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 職員の交流・研鑽の場とすること。
- (2) 職員の研修に関すること。
- (3) 関係機関および団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他目的の達成に必要な事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 書記 1～2名
- (4) 会計 1名
- (5) 企画 1～2名

(役員を選任)

第6条 役員は、神奈川県老人保健施設協会会員施設の事務長またはそれに準ずる職務に就く者から選任する。

2 役員は、部会会員の互選により選任する。

(役員の職務)

第7条 本会役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、会計監査を兼務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会の行う事業を記録する。
- (4) 会計は会の会計を行う。
- (5) 企画は渉外関連業務を行う。

(役員任期)

第8条 本会役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は1年とする。
- (2) 役員は再任されることができる。
- (3) 役員が任期中に職務を遂行できなくなったときの後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第9条 役員は会員の中から選出する。

- (1) 年度末に次年度の役員を決める。

(会の開催)

第10条 会の開催は次の通りとする。

- (1) 年2回以上、開催する。
- (2) 研修会については、宿泊を伴わないものとする。

(決議事項)

第11条 本会の決議事項は次の通りとする。

- (1) 総会において、出席者の過半数の賛成を持って採決とする。但し、所定の委任状を持って出席に替えることができる。
- (2) 事業計画及び報告
- (3) 会計予算及び決算
- (4) 会則の改定
- (5) 役員を選任
- (6) その他必要な事項

(活動報告)

第12条 協会事務局に提出する書類に関しては次の通りとする。

- (1) 事業計画書及び報告書は、所定の書類にて提出する。
- (2) 会計予算書及び決算書は、所定の書類にて提出する。
- (3) 協会の定めた研修及びその他認められた事項に関する経費、資料等を提出する。

(経費)

第13条 本会の経費は次の通りとする。

- (1) 会費、寄付金その他の収入をもって充てる。
- (2) 別規定に定める交付金及び研修費を充当する。但し状況により自己負担を生じる場合もある。

(会計)

第14条 本会の会計は次の通りとする。

- (1) 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- (2) 会計はその収支を明らかにし、証拠書類とともに保管しなければならない。
- (3) 残金は次年度に繰り越すものとする。
- (4) 会計報告は、神奈川県老人保健施設協会事務局に提出し承認を得なければならない。

(附則)

本会則は平成19年4月1日より施行する。

本会則は平成19年11月1日より施行する。